

竹富町有害鳥獣駆除補助金（いのしし捕獲）事業

事業のしおり

令和7年4月版

竹富町役場 農林水産課

0980-82-3116

竹富町有害鳥獣駆除補助金（いのしし捕獲）事業

竹富町有害鳥獣駆除補助金は、狩猟免許を有し、沖縄県猟友会竹富町地区に属する者で、竹富町鳥獣被害対策実施隊員ならびに、竹富町内の農業従事者を対象に、鳥獣（イノシシ等）による農林水産物に対する被害を防止するための、捕獲に要する経費を補助し、農業者の生産意欲の増進を図ることを目的としています。効果的な被害防止対策を実施するため、竹富町有害鳥獣駆除補助金交付規程に基づき交付決定を行います。

【事業対象者】

- ① 竹富町鳥獣被害対策実施隊に属する者
- ② 町内に居住し、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可を受けた者

【対象となる捕獲個体】

補助金の交付対象となる捕獲個体は、（様式）有害鳥獣捕獲依頼書に基づき駆除されたイノシシ（成獣、幼獣）とする。ただし、イノブタを除く。

【補助金の交付対象となる期間】

令和7年4月2日から令和7年11月14日までに捕獲等したものとする。

【補助率又は金額】

補助金額は以下の表のとおりです。ただし、交付申請があった対象者全員の補助金の合計が予算の全額を超える場合は、事業の実績、公平性等を総合的に判断し、駆除頭数が少ないものから順に交付することを原則とします。

事業区分	補助の額
いのしし捕獲（成獣） ※ウリ模様があるものを除く。	成獣一頭あたり7,000円とする。 ただし、予算の上限を超える場合において、補助金交付規程第4条に基づき決定する。
いのしし捕獲（幼獣）	幼獣一頭あたり1,000円とする。 ただし、予算の上限を超える場合において、補助金交付規程第4条に基づき決定する。

【補助金の交付条件】

捕獲した個体の確認をしますので、捕獲証拠書類一式として、証拠写真と証拠物を提出してください。

証拠写真と、尻尾の数の整合をもって捕獲証拠書類一式として受け付けます。

ただし、尻尾が欠落している個体については欠落していることがわかる写真を保管し提出することとします。

① 証拠写真

竹富町捕獲確認標示板（別紙参照）、捕獲者、捕獲個体を一枚におさめた写真とする。ただし、捕獲者が写ることが困難な場合は、標示板と捕獲個体を一枚におさめた写真とする。

※必ず、竹富町捕獲確認標示板をつけて写真をとること。

標示板が写っていない証拠写真では、交付対象とならない場合があります。

② 証拠物

尻尾を冷凍保管し、指定する期日までに提出する。

【申込書類】

① 補助金交付申請書兼請求書（第1号様式）	
② 捕獲証拠書類一式（①証拠写真、②冷凍した尻尾）	
③ 義務履行確認書	
④ 通帳の写し	

【申請手続き】

申請の際は、事前に鳥獣担当へご連絡をお願いします。

申請期間（前期・後期）に手続きをお願いします。

前期： 令和7年7月1日から令和7年7月11日まで

後期： 令和7年11月4日から令和7年11月14日まで

【交付決定の方法】

申請期間中に申請のあったなかから、事業の実績、公平性等を総合的に判断し、補助の効果が高いと判断したのから交付決定します。早い者勝ちではありません。

【補助金の返還】

申請者が次のいずれかに該当すると認められたときは、町長は補助金の全部又は一部の返還を請求することができる。

- ・虚偽の申請等、不正な手段により補助金交付をうけたとき
- ・竹富町補助金交付規則に定めるほか、この規程に定める事項に違反したとき

【提出先】

〒907-8503

沖縄県石垣市美崎町 11 番地 1

竹富町役場 農林水産課 鳥獣被害対策担当 宛

TEL 0980-82-3116 FAX 0980-83-5863

norinsuisan@town.taketomi.okinawa.jp

【令和 7 年度 申請期間】

○前期

令和 7 年 7 月 1 日（火）～令和 7 年 7 月 11 日（金）

○後期

令和 7 年 11 月 4 日（火）～令和 7 年 11 月 14 日（金）

